

### 第 3 6 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和2年6月12日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎4階中会議室に招集した。

#### 出席委員（15名）

3番 深谷 泉	4番 鬼澤 勇一	7番 雨谷 克己
9番 大圖 金雄	10番 関 成一	11番 軍地 美代
12番 高島 和子	14番 横須賀 尋史	16番 今関 征一
17番 渡邊 隆文	18番 外岡 健寿	19番 飯島 清光
20番 笹沼 恭一	21番 市村 正司	24番 高安 幸一

#### 欠席委員（9名）

1番 根本 太濤	2番 皆川 重文	5番 吉澤 勇
6番 浅井 紘一	8番 江橋 健男	13番 皆川 晃
15番 後藤 啓一	22番 川又 隆雄	23番 山崎 千正

#### 事務局

事務局長	横山 英雄	次長	吉川 正浩
次長補佐兼 調査広報係長	小野 克也	農地係長	谷津 知一
農地係	江幡 清美	農地係	関 拓也
農地係	塚田 一平		

#### 内 容

##### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議について

## 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る現状回復命令を発する有無について
- 報告第6号 農地改良協議に対する同意について
- 報告第7号 特定農地貸付けに関する市民農園の廃止届について
- 報告第8号 農地法許可事務に係る実態調査結果について

## 会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻前ではございますが、本日出席予定の委員が皆様おそろいですので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

昨日から梅雨に入ったということで、しばらく陰鬱な天気が続くのかと思っております。

そのような中で、今月の 18 日に緊急事態宣言も解除され、自由に経済活動ができるという状況の中で、これから一番心配されることは、新型コロナウイルスの感染拡大であります。茨城県も 168 名が感染しまして、10 名の方が残念ながら亡くなっております。現在は 150 名が退院をしまして、8 名の方が入院されているという状況であります。

緊急事態宣言の解除に伴い、経済活動が再開されるということになると、第 2 波が心配されるところであります。そのような中、今朝のニュースで、松戸のあるベンチャー企業が PCR 検査の機械を海外にかなり輸出しているそうで、日本でも間もなく使えることになるそうです。通常 6 時間かかるものが、その PCR 検査機なら 2.5 時間、そして陰性か陽性かだけであれば 1 時間足らずで判断できるそうです。そういったものができれば、第 2 波への力強い備えになるのではないかと思っております。

自粛期間は終わりましたけれども、これからは自分の身は自分で守ることも念頭に置く必要があります。自衛についても注意しながら、今後経済活動を進めていければと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、ただ今から第 36 回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 15 名、欠席委員は 9 名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

3 番の深谷泉委員、そして 4 番の鬼澤勇一委員、よろしく申し上げます。

初めに、議案の訂正がありますので、事務局から説明をいたします。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の「第 36 回総会（訂正表）」と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は 1 件でございます。

案件は議案書の 6 ページになります。

議案第 3 号、5 条案件の第 10 項で、一番下になります。6 月 10 日に申請人から記載事項変更申請が提出されたことによる訂正です。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第 36 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 9 件、農地法第 4 条の審議案件が 1 件、農地法第 5 条の審議案件が 27 件、報告事項としまして、農地法第 3 条の 3 の届出が 7 件、農地法第 4 条の届出が 6 件、農地法第 5 条の届出が 8 件、制限除外の農地の移動届出が 3 件、農地改良協議が 1 件、登記官等からの地目確認照会が 2 件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして 64 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を 10 番の関成一委員、よろしく願いいたします。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14 番，横須賀です。

調査検討の結果，法令に照らして許可相当と思われますので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 16 番，今関です。

この件に関しまして調査検討したところ，法令に照らしまして許可相当と思われますので，皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員からは許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4番, 鬼澤です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われまますので, ご審議をよろしくお願  
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。本件は9番, 大圖委員の地区ともなっておりますが, 代理  
で, 7番, 雨谷が発言いたします。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われまますので, ご審議をよろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 21 番, 市村です。

この件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 8 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 8 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 17 番, 渡邊です。

この件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当かと思いますので, 皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 9 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 9 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。



以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らして許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第2号の農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番, 関です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。13番皆川晃委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思います。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局長 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番、大圖です。2番皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らして許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことのでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。13番皆川晃委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことのでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。20 番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 5 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 5 項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料され，周辺農地への支障はないと判断されます。

なお，転用期間は 3 年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。20 番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 6 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 6 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料され，周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番, 関です。20 番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 7 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 7 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と史料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4 番, 鬼澤です。1 番根本委員の代理発言です。

調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 8 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 8 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投

資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4番、鬼澤です。1番根本委員の代理発言です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 24番、高安です。後藤委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4 番，鬼澤です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4 番，鬼澤です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。



関委員 10 番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と史料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と史料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地  
や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料さ  
れ, 周辺農地への支障はないと判断されます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得て  
おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地

や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により、許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番、雨谷です。5番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 21 番、市村です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 21 番、市村です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので

で、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 17 番、渡邊です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番, 深谷です。6番, 浅井委員の代理発言となります。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

深谷委員 3番, 深谷です。6番, 浅井委員の代理発言となります。

この案件に関しましても調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番, 深谷です。6番, 浅井委員の代理発言となります。

この案件に関しましても, 調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから, 第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第4号の規定により, 許可可能であると考えます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18番, 外岡です。

この件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 26 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18 番、外岡です。

この件に関しても、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 27 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 27 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らして許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。



議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。  
事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和2年農用地利用集積計画表の集計表にて内容を申し上げます。

表1段目から4段目につきましては、記載のとおりでございます。各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定の合計につきまして、田が5万5,601平方メートル、うち再設定2万5,927平方メートル、畑が2万820平方メートル、うち再設定6,341平方メートル、設定者24名、取得者12名、うち再設定の設定者12名、取得者8名でございます。

利用権の設定年月日は、令和2年6月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 ありませんね。

それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

説明の前に資料の訂正がございます。表の賃借権等取得者数の合計、括弧内の数字が「3」となっておりますが、「2」に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

では、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和2年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

農地中間管理事業による賃借権または使用貸借による権利の設定につきましては、表1から3段目に記載のとおりでございます。各自ご確認をお願いいたします。

今回のこちらの設定の合計につきましては、田が1万5,752平方メートル、うち再設定1万2,977平方メートル、設定者1名、取得者3名、うち再設定の設定者1名、取得者2名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日は、令和2年8月1日に予定されております。

農用地利用配分計画（案）の一覧につきましては、次のページから記載してございます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議 長 それでは、意見なし回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 事前に郵送させていただいておりますお手元の別紙3「議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の変更について」と書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、各案件の位置図の一覧でございます。

次に、案件ごとに申出者、土地所有者、事業内容、申出地等について一覧表に記載

しております。

また、各案件の位置図、付近図、公図、配置図等につきましては、1ページから順次つけておりますので、ご参照願います。

それでは、案件1でございますが、除外する土地は、開江町の土地でございます。申出人は土地所有者から売買によって土地を取得し、太陽光発電の設置を計画しております。

続きまして、案件2でございますが、農業上の用途区分を変更し、農業用施設用地に変更する案件でございます。申出人は農業を営んでいる法人でございますが、事業拡大に伴い、小吹町の土地15筆において約2.4ヘクタールの温室を建設する計画でございます。申出地は1ヘクタールを超える用途区分の変更であり、重要な変更での対応となります。

案件3でございますが、除外する土地は河和田町の土地でございます。申出人は土地所有者の子であり、現在、借家住まいでございますが、手狭になってきたことから、今回、土地の所有者から土地を使用貸借し、自己用住宅の建設を計画しております。

案件4でございますが、除外する土地は飯島町の土地でございます。申出人は土地所有者のおいであり、現在、借家住まいでございますが、手狭になってきたことから、今回、土地所有者からの贈与によって土地を取得し、自己用住宅の建設計画をしております。

案件5でございますが、農業用施設用地への編入でございます。編入する土地は成沢町の土地でございます。申出人はトマトの生産・加工・販売業を営む農業法人であり、事業拡大に伴い、土地所有者から売買によって土地を取得し、トマトジュース加工場を新設する計画をしております。加工場の整備費用の一部を国の補助金を受ける都合上、農業用施設用地に編入することが必要であるということなので、編入のため、重要な変更での対応となります。

案件6でございますが、除外する土地は笠原町の土地2筆でございます。申出人は自動車整備事業を営んでおりますが、これまで車両置場として使用していた土地が売買のため使用できなくなったため、土地所有者から土地を使用貸借し、申出地に新たな車両置場を整備する計画でございます。

案件7でございますが、除外する土地は開江町の土地でございます。申出人は建設業を営む法人の代表者ですが、出身地である開江町に拠点を置き事業を展開したく、今回、土地所有者から土地を売買によって取得し、申請地に自社の資材置場を設置する計画でしたが、既に事務所等が設置されており、是正するとの申出でございます。5月20日に市役所関係各課の調整会議を開き、建築指導課より事務所などは違法建築物となることから除去が必要との意見がありました。6月2日付で代理人にその旨を文書で通知しまして、その後連絡があり、6月中に撤去するように指導し

ております。昨日時点で撤去はされておられません。農政課といたしましては、6月29日開催の農振協議会前に撤去の確認をしていきたいと考えております。

案件8でございますが、除外する土地は小吹町の土地でございます。申出人は建設業を営む法人であり、従来使用していた資材置場では不足していることから、今回、土地所有者から土地を売買によって取得し、資材置場を設置する計画でございます。

案件9でございますが、除外する土地は飯富町の土地でございます。申出人は土地所有者の子であり、現在同居しています。昨年の台風19号により罹災し、高台移転を計画しておりました。また、子供の成長に伴い、現住居では手狭なことから、今回、土地所有者から贈与によって土地を取得し、自己用住宅を建築する計画でございます。

ページをめくっていただきまして、案件10でございます。除外する土地は三湯町の土地でございます。申出人は現在、借家住まいであり、将来子供が生まれたときには手狭であり、また両親が高齢となったときに援助や介助にすぐ向かえる実家近くに住みたく、今回、土地所有者から売買によって土地を取得し、自己用住宅の建築を計画しております。

案件11でございますが、除外する土地は青柳町の土地でございます。申出人は今回、相続により土地を取得した際に、庭の一部が農振農用地であることが判明し、是正するとの申出でございます。

案件12でございますが、除外する土地は加倉井町の土地3筆でございます。申出者は土地所有者の子で、周囲にゴルフ場や高速道路のインターチェンジがあり、また前面道路の幅員が広く車両の交通量が多く見込めるため喫茶店を経営したく、今回、土地所有者から土地を使用貸借し、店舗の建築を計画しております。

案件13でございますが、除外する土地は平須町の土地でございます。申出人は、申出人の子が隣地に自己用住宅を建築したいとのことで土地の調査をしてもらったところ、宅地として利用していた土地が農振農用地に該当していたことが発覚し、農家住宅の敷地拡張として地目を宅地化すべく是正するとの申出でございます。

続きまして、案件14でございますが、除外する土地は平須町の土地でございます。申出人は土地所有者の子で、現在、借家住まいでございますが、手狭になってきたこと、将来両親の介護が必要になった際にすぐ対応するため、土地所有者からの贈与によって土地を取得し、自己用住宅の建築を計画しております。

続きまして、案件15でございます。除外する土地は青柳町の土地でございます。申出人は石油類等燃料や附属機器類の販売や管工事を営む法人の代表者で、近年管工事にも力を入れてきたとのことで、従来は工事受注後資材を購入しトラック等で保管しておりましたが、ある程度資材を確保し業務効率を上げたいとのことで、申出人は賃借権にて、自社の資材置場を設置する計画でございます。

案件16でございますが、除外する土地は開江町の土地でございます。申出人は不

動産を営む法人で、今回、土地所有者から売買によって土地を取得し、貸駐車場の設置を計画しております。

案件 17 ですが、除外する土地は河和田町の土地でございます。申出人は土地所有者の子であり、借家住まいでございますが、現住居では手狭になったため、今回、土地所有者から贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。

今回、4月受付分の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

雨谷委員 7番、雨谷です。5番、吉澤委員の代理発言となります。

案件7については、現況は既に資材置場として使用されており、さらに事務所と作業場が設置されている状況です。建物の撤去等の是正が必要と思われますので、その旨意見を付していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただいま雨谷委員から発言があったわけですが、案件7につきましては、予定されている農振協議会が6月29日の月曜日ですから、26日の金曜日までに是正されなければ認められないこととなります。それでは、建物の撤去等の是正について意見をつけ回答し、その他の案件については意見なしで回答することをご異議ございませんか。

(「よろしく申し上げます」の声)

議長 どうですか、皆さんは。それで異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、案件7について、意見をつけて回答し、その他の案件については意見なしで回答することに決定いたします。ここで担当課は退席をいたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交

付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。

事務局 報告第8号でございますが、別添資料A 3サイズの円グラフが記載されております資料をご参照願います。

許可事務に係る運用の実態を把握するため、茨城県内の全市町村を対象に4月に実施した調査結果になります。

まず、1枚目の資料についてですが、水戸市の実態と近い規模の市町村を参考とするため、毎月の許可申請件数が20件以上の市町村を抽出しまして、まとめてございます。

なお、全ての市町村の結果は2枚目の資料にまとめてございます。

それでは、特徴がありました項目についてご説明いたします。

資料1枚目、左上のグラフをご覧ください。

「現地調査の実施方法」でございますが、「77%の市町村で農業委員と事務局職員が合同」で実施している実態がございました。また、「その他」として回答のありました市町村も、転用案件は「農業委員と事務局職員が合同」で実施している実態でございました。

次に、右隣のグラフで、「現地調査する農業委員の決め方」についてです。

「任意に分けたエリア内の複数の委員で行う」が38%、「交代しながら輪番制で行う」が23%で実施している実態がございました。また、「その他」として4つの市町村がありましたが、そのうち3つの市町村が複数名で実施しておりました。

まとめますと、現地調査を「農業委員と事務局職員が合同で実施している市町村」と「複数名の農業委員で現地調査を実施している市町村」の割合がいずれも8割以上ございました。

そのほかの調査項目につきましては、総会での説明内容などになり、記載のとおりとなっておりますので、後ほどご確認をお願いします。

説明は以上でございます。

議長 報告第8号について、実態調査の結果を参考としながら、水戸市の運用へ取り入れる良い方法の検討を進めていくことにいたします。

それでは、以上をもちまして、第36回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

閉会 午前10時20分

議 事 録 署 名 人 4 番

印